

砂川市まち・ひと・しごと創生寄附活用事業（企業版ふるさと納税）実施要綱

（趣旨）

第1条 この訓令は、地域再生法（平成17年法律第24号）第5条第4項第2号の規定に基づき実施する、砂川市まち・ひと・しごと創生寄附活用事業（企業版ふるさと納税）に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 寄附対象事業 地域再生法第5条第15項の規定により認定を受けた市の地域再生計画に記載されているまち・ひと・しごと創生寄附活用事業をいう。
- （2） 寄附対象法人 市の区域内に主たる事務所又は事業所が所在していない法人であって、法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第37号に規定する青色申告書を提出しているものをいう。
- （3） 寄附金 寄附対象事業の実施のための費用として寄附対象法人が行う10万円以上の寄附金をいう。

（寄附金の申出）

第3条 寄附対象法人は、寄附金の申出を行おうとするときは、砂川市まち・ひと・しごと創生寄附活用事業（企業版ふるさと納税）寄附申出書（別記第1号様式）を市長に提出するものとする。

（寄附金の受領等）

第4条 市長は、寄附者から申出のあった寄附金額のうち、当該申出がされた年度の寄附対象事業の実施に要した費用の範囲内で寄附金を受領するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により寄附金を受領したときは、砂川市まち・ひと・しごと創生寄附活用事業（企業版ふるさと納税）寄附受領証（別記第2号様式）を寄附者に交付するものとする。
- 3 寄附対象事業の事業費が確定する前に寄附の受領を行った場合、市長は、事業費が確定した後に寄附者に対して、砂川市まち・ひと・しごと創生寄附活用事業（企業版ふるさと納税）に係る事業費確定通知書（別記第3号様式）により通知するものとする。

（寄附金の受入れの拒否等）

第5条 市長は、次に掲げる場合においては、寄附金の受入れを拒否し、又は收受した寄附金を返還することができる。

- （1） 寄附金の受入れが公の秩序又は善良の風俗に反するものと認められるとき。
 - （2） 前号に定めるもののほか、市長が特に必要と認めるとき。
- 2 市長は、前項の規定による取扱いをした場合は、その理由、経過等を記録しておかなければならない。

(寄附金台帳の作成)

第6条 市長は、寄附金の適正な管理を図るため、砂川市まち・ひと・しごと創生寄附活用事業（企業版ふるさと納税）寄附金台帳を作成しなければならない。

(公表)

第7条 市長は、寄附の内容及び当該寄附金を充当した事業の状況について、市のホームページへの掲載その他の適当な方法により公表するものとする。ただし、寄附者の了承が得られないときは、この限りでない。

(その他)

第8条 この訓令に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。